

# 青森県報

号外第二十八号

平成二十二年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 公営企業

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程…………… (整備企画課) …… 一

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程…………… (同) …… 一

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 二

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程…………… (経営企画室) …… 二

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 四

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 四

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 八

### 正 誤

平成二十二年一月二十九日定例公営企業中…………… (病院局) …… 八

…………… (経営企画室) …… 八

## 公 営 企 業

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県公営企業管理規程第一号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号) の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

### 附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条に次の三項を加える。

9 知事は、青森県企業職員の給与に関する規程 (昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号) 第六条においてその例によるものとされた職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十七号) の適用を受ける者に適用される同条例第十三条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき一般の勤務に従事する職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「時間外勤務代休時間」という。) として、同項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間内にある第一項及び第三項の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下「勤務日等」という。) (第五条第一項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

10 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された一般の勤務に従事する職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

11 時間外勤務代休時間の指定については、前二項に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の適用を受ける職員の例による。

第五条第一項中「第三条第一項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）を「勤務日等」に、「勤務することを命じた」を、「当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該」に、「休日等を除く。」について、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（を「第三条第九項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」に改める。

第六条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第六条の二第四項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条の四第一項第十七号中「週休日」の下に、「第三条第九項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第六条の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第七条の二中「適用される」の下に「育児休業法」を加え、同条第一号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この条において「週間勤務時間」という。）に十分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることを行う。）を以下この条において同じ。）を行つて得た時間という。以下この条において同じ。）に改め、同条第二号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間」を「八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間という。）に改め、同条第三号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間（週間勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端

数処理を行つて得た時間という。以下この条において同じ。）に改め、同条第四号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間」に改める。

第九条第一項の表中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十二条第一項中「（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項第三号中「三・六パーセント」を「三・三パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「歯科」を削る。

第七条第二項に次の一号を加える。

五 看護に係る企画、立案及び調整に関すること。

別表第二中、「運営部長を除く。」を削る。

別表第三技師の項の次に次のように加える。

医師	医療業務に従事する。
歯科医師	歯科医療業務に従事する。

別表第四病院局長の項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同表運営部長の項の第一号二中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同項の第二号を次のように改める。

二 中央病院の職員（院長、医療管理監、副院長、各センター長、各部門長、各部長、各副センター長及び各室長（以下「院長等」という。）を除く。）に係る次の事項に関すること。

イ 時間外勤務命令（庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。）に関すること。

ロ 週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇（庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。）及び部分休業の承認等に関すること。

別表第四運営部長の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項の第八号中へをトとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に、「五百万円」を「一億円」に改め、「交際費」及び「食糧費」を削り、同ホを同号へとし、同号二中「六千万円」を「一億円」に改め、同二を同号ホとし、同号中八をニとし、同号口中「六千万円」を「一億円」に改め、同口を同号八とし、同号イ中「六千万円」を「一億円」に改め、同イを同号ロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関すること。

別表第四運営部長の項中第八号を第七号とし、同項の第九号中へをトとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に、「五百万円」を「一億円」に改め、「交際費」及び「食糧費」を削り、同ホを同号へとし、同号二中「六千万円」を「一億円」に改め、同二を同号ホとし、同号中八をニとし、同号口中「六千万円」を「一億円」に改め、同口を同号八とし、同号イ中「六千万円」を「一億円」に改め、同イを同号ロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関すること。

別表第四運営部長の項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十一 一件の金額が千二百万円未満の契約の解除に関すること。

別表第四運営部長の項の第十七号中「に限る」を「を除く」に改め、同表つくしが丘病院運営室長の項の第一号二中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同項の第二号を次のように改める。

二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）に係る次の事項に関すること。

イ 時間外勤務命令（庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。）に関すること。

ロ 週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇（庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。）及び部分休業の承認等に関すること。

別表第四課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項の第十一号及び課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）の項の第九号中「児童手当法」の下に「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を加え、同表庶務担当課長の項第二号中「時間外勤務命令（）」の下に「深夜、」を加え、同表看護部長の項の第一号中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

附 則

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において病院局医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち技師の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、医師の職を命ぜられたものとする。

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三十二時間」を「二十九時間」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改める。

第三条第二項中「午後五時」を「午後四時四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第四条第二項及び第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第五条第一項中「四十五分」の下に「又は一時間」を加える。  
第十五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第十五条の二 管理者は、青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号。以下「給与規程」という。）第十五条においてその例によるものとされた職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者に適用される給与条例第十三条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、同項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（第三項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間内にある第三条又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（休日（第十七条第一項に規定する休日）をいう。以下この条において同じ。）及び代休日（第十七条第一項に規定する代休日）をいう。以下この条において同じ。）を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 管理者は、第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。第五項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与規程第十五条においてその例によるものとされた給与条例の適用を受ける者に適用される給与条例第十三条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第七項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与規程第十五条においてその例によるものとされた給与条例の適用を受ける者に適用される給与条例第十三条第一項一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）及び同条第三項に規定する割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十八条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられ

た給与規程第十五条においてその例によるものとされた給与条例の適用を受ける者に適用される給与条例第十三条第一項ただし書又は給与条例第十三条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与規程第十五条においてその例によるものとされた給与条例の適用を受ける者に適用される給与条例第十三条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

4 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

5 管理者は、第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、管理者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

6 管理者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

7 管理者は、第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第十七条第一項中「第三条又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改め、「場合には、」の下に、「当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の当該」を加え、「休日を除く。」について、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（」を「第十五条の二第二項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」に改める。

第十九条第一項第一号中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同号イ中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項第二号中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日

数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十九条第四項を削り、同条第五項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号ア中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号イ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ウ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「勤務時間」の下に「の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十一条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第十八号中「週休日」の下に、「第十五条の二第二項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加え、同条第二項中「休暇」の下に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十一条第三項中「第一項第十三号から第十五号までの休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十六条第一項中「三十時間」を「二十九時間」に改め、同条第四項中「非常勤職員等の」の下に「時間外勤務代休時間、」を加え、「第十六条及び第十七条」を「第十五条の二から第十七条まで」に改める。

第二十六条の二第一号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この条において「週間勤務時間」という。）に十分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この条において同じ。）を行って得た時間をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間」を「八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間（週間勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四号中「当該職員の一週間

当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間」に改め、同条第五号中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第二十七条第一項中「青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）」を「給与規程」に改める。

第六十五条中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）」を「給与条例」に改める。

別表第五の年次休暇の項中「一時間」の下に、「ただし、残日数のすべてを使用しよつとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。」を加え、同表の特別休暇の項中

<p>職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇</p>	<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端数は、切り捨てる。）</p>
<p>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</p>	<p>職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の場合による。</p>

を

<p>職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇</p>	<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>一日、半日又は一時間 ただし、残日数のすべてを使用しよつとする場合に於いて、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>
--	---	---

に改め、

同表の備考三中「以下「残日数」という」を削り、「残日数を」「当該日数を」に、「残日数は」を「当該日数は」に改める。  
第二号様式を次のように改める。

<p>職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇</p>	<p>職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の場合による。</p>	<p>一日、半日又は一時間</p>
------------------------------	---------------------------------------	-------------------



「日」を「日」  
「時間」を「時間」  
「分」を「分」

(記入上の注意)

1 印の欄は、職員が記入又は押印する。ただし、第21条第1項第10号の特別休暇については、管理者が記入するものとする。

2 「残日数・時間」欄には、特定休暇(第21条第1項第13号から第15号までの特別休暇)を使用する場合に限り、7時間45分(斉一型短時間勤務職員の場合は勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合は7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)の当該休暇は1日の当該休暇に相当するものとして算出した残日数・時間数を記入する。

第九号様式の「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「職員」の下に「(以下この条において「職員」という。)」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

五 母体・胎児集中治療管理部又は産婦人科に勤務する職員(次の業務に複数の職員が従事する場合にあっては主として従事する者一名に限る。)が、分娩時の診

療等の業務に従事した場合の業務一回につき一万円として計算して得た額  
六 新生児集中治療管理部に勤務する職員(次の業務に複数の職員が従事する場合にあっては主として従事する者一名に限る。)が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務一回につき一万円として計算して得た額

別表第五の病院局医療職給料表(一)以外の給料表が適用される職員の中で

- 総務課長
- 経理課長
- 管理課長
- 中央病院医学物理指導監
- 中央病院病理指導監
- 中央病院薬剤部長
- 中央病院看護部看護指導監

を

総務課長

管理課長

中央病院医学物理指導監

中央病院病理指導監

中央病院薬剤部長

中央病院看護部看護指導監

中央病院患者・家族相談支援室次長

に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から適用する。

正 誤

病院局経営企画室

発行年月日	区 分	番 号	ペ ー ジ	行	課
平成三〇・二九 第三一九二号	病院事業 管理規程	第一一号	七 下	五	第十一号
					第一号

(発行人・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------